

2026年（令和8年）6月1日より 入院時生活療養標準負担額が改定されます

【入院時1食あたりの負担額】

〈65歳以上〉

65歳以上70歳未満	高齢受給者 後期高齢者	食費 (1食につき)	居住費 (1日につき)
上位所得者「ア」「イ」	現役並	510円→ 550円	370円→ 430円
一般所得者「ウ」「エ」	一般（Ⅲ）	470円→ 510円	
住民非課税「オ」	低所得（Ⅱ）	240円→ 270円	370円→ 430円
	低所得（Ⅱ）90日超	190円→ 220円	
	低所得（Ⅰ）	140円→ 160円 110円→ 130円	370円→ 430円
	老齢年金受給者	110円→ 130円	0円
	境界層該当者		

〈64歳以下〉

住民非課税	低所得（Ⅱ）	240円→ 270円	
	低所得（Ⅱ）90日超	190円→ 220円	
	低所得（Ⅰ）	140円→ 160円 110円→ 130円	
	老齢年金受給者 境界層該当者	110円→ 130円	
一般（それ以外）		510円→ 550円	

※居住費がかかるのは65歳以上の患者様となります

※指定難病・重症者等の患者様は、料金が異なります